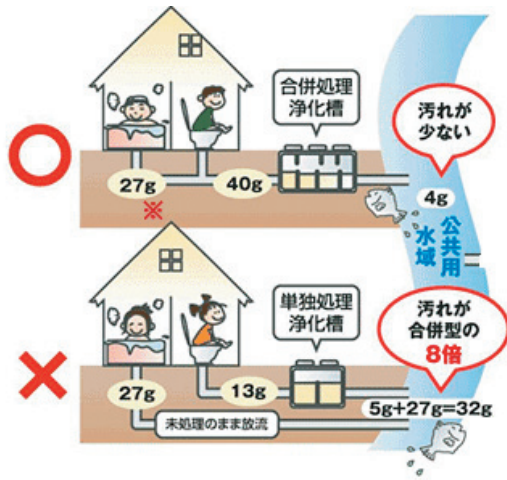


10月1日は「浄化槽の日」です。

～快適な生活ときれいな水のために、合併処理浄化槽を設置してください。～

※汲み取り式トイレの場合も27gの汚れが流れ出てしまいます。



私たちが台所や洗濯、風呂などから流す生活雑排水は、水路や河川、海の水質汚濁の大きな原因の一つとなつています。

水域の汚染を防止するために浄化槽法の一部が改正され、平成13年4月1日より水域を汚す単独処理浄化槽の設置が原則禁止されました。

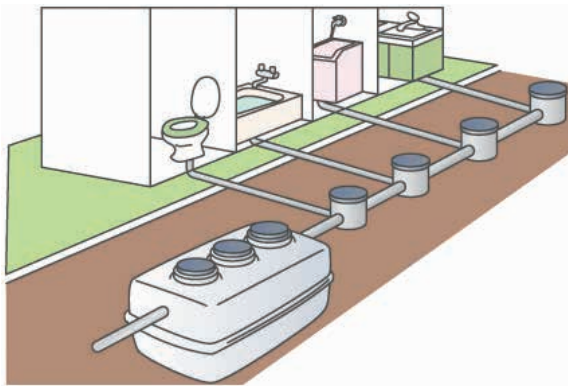
川や海を守るために、単独処理浄化槽の使用をやめ、合併処理浄化槽を設置しましょう。

また、汲み取り式トイレを使用されている方は、合併処理浄化槽を設置し、トイレを水洗化することをお勧めします。

浄化槽区域にお住いの「汲み取り式トイレ」「単独処理浄化槽」をご利用の皆様へ

排水設備工事

建物外の排水管や汚水桝の設置工事



浄化槽本体は、市上下水道局が設置・維持管理するよ。



佐賀市上下水道局
マスコットキャラクター
さがつば 潤くん

対象地区
公共下水道・農業集落排水（含予定）区域以外の佐賀市全域

工事
本体工事は、上下水道局が実施します。

個人負担
トイレの改造や排水設備工事、単独処理浄化槽の廃止等は個人負担となります。個人負担分については、排水設備指定工事店から見積りをお取り下さい。

合併処理浄化槽の設置に「市営浄化槽事業」をご利用ください

市営浄化槽分担金区分表

住宅の延床面積	規模	分担金額
130㎡(約40坪)以下	5人槽	12万円
130㎡を超える場合	7人槽	15万円
2世帯住宅など	10人槽	20万円
一般住宅以外	11人槽以上	標準工事費の4割

維持管理（保守点検・清掃・法定検査等）は、上下水道局が主体となつて行っており、専門業者に委託して行います。

市営浄化槽事業のメリットは？

少ない負担で浄化槽の設置ができます。

一般住宅（10人槽以下）の場合、浄化槽本体設置費の約2割が個人負担（分担金）となります。

分担金は、設置工事完了後に上下水道局に納めていただきます（5年分割と一括払があります）。

市営浄化槽使用料区分表

規模	月額使用料 (消費税8%込)
5人槽	2,571円
7人槽	3,086円
10人槽	4,114円
11人槽以上	お問合せ下さい

●使用料は、消費税率の変更などの際には変更となります。

個人で契約している管理料金と比べてみてください。

市営浄化槽事業は使用料もお得です！

現在、合併処理浄化槽をご利用の皆様へ

浄化槽区域内で、個人で所有・維持管理を行っている浄化槽は、市上下水道局に帰属（譲渡していただければ、市営浄化槽として局が維持管理を行います）（使用料は、現在の維持管理費より安くなる場合があります）。

帰属には申請手続きが必要となりますので、お気軽にお問合せください。

問い合わせ

市営浄化槽について：下水道工務課 浄化槽係
排水設備の見積もり先で迷われたら：佐賀市下水道工事協同組合

☎34-5047

☎28-6121